「製造者」「加工者」の定義

「製造」「加工」の類型に関しては生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会において 議論がなされ、一部本調査会においても議論がなされたところであるが、本来、表示を 作成する際の判断に資するものとなるよう、出来る限り具体の事例を盛り込んで、わか りやすく内容あるものを作成してもらいたい。

4. 表示責任を有する者等の整理について

4 - 1 「表示責任を有する者」について

JAS法において、加工食品については、一括表示欄に、「表示内容に責任を 有する者」の氏名又は名称及び住所を記載することとされている。表示責任者 は、「製造者」、「加工者」である場合のほか、当該食品のを販売する「販売者」 や、その食品を輸入した「輸入者」の場合もあることから、表示の方法として は、それぞれ「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と欄名に表示す ることとされている。

JAS法と同様に、表示責任者の欄には「製造者」、「加工者」、「販売者」又 は「輸入者」という表示とするという新基準案の方向性が表4-1のとおり、 とりまとめられた。

附帯事項として、「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである、定義が 明確にできないのであればQ&Aの整理が必要であること等がとりまとめられた。

表 4 - 1 表示責任を有する者の定義

製造者	実際に食品を製造した者
加工者	実際に食品を加工(調整及び選別を含む。)した者
輸入者	実際に食品の輸入の届出をした者(当該輸入食品の詳細を把握
	し、その内容について、責任を負う者)

4-2 実際に製造や加工を行う場所について

現行の表示基準府令等において、最終的に衛生上のリスクが生じる(衛生状 態の変化が生じる)製造や加工を行う場所(輸入品にあっては、輸入した者の営 業所所在地)を表示させることとしている。欄名には、最終的な衛生状態の変化 が生じた製造や加工を行う場所であるということが分かるようにするため、「製 造所」、「加工所」(輸入の場合は「輸入元」又は輸入者の営業所所在地であるこ とが分かる語)と記載する新基準案の方向性が表4-2のとおり、示された11。 しかしながら、製造所の定義と製造所固有記号と併せて議論すべきとの意見 がった12。

加工(調整及び選別を含む。)

この定義は、JAS 法の第 14 条第 1 項の "農林物質の製造、加工(調整又は選別を含む。)、 輸入または販売を業とする者は、…。"に由来するものであろう。

一方、平成26年6月13日食品表示部会生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会報 告書(案)の2-1「生鮮食品」と「加工食品」の区分において、生鮮食品に関する説 明において、「調整…一定の作為は加えるが加工には至らないもの」とされ、加工には調 整が含まれないと定義されている。

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会報告書(案)の定義は、本報告書の定義と は整合していない。

当調査会においても、加工の定義が議論されるべきである。

*生鮮の調査会でコメントしたが、今ひとつ理解に苦しんでいる。

11 製 12 微

表4-2 製造場所等の用語の定義

製造所	食品が製造された場所
加工所	食品が加工(調整及び選別を含む。)された場所
輸入者の営業所所在地	輸入の届出をした者の営業所がある場所

4-3. 製造所固有記号について

表示基準府令等では、原則として、製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することとし、例外的に製造所固有記号による表示が認められている。

しかしながら、製造所固有記号制度については、製造所を知りたいという消費者からは、製造所固有記号ではなくて、製造所を記載して欲しいという意見が以前よりあること。また、食品表示法の附帯決議において、衆・参両議院から、製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討することとされていること。さらに、冷凍食品の農薬混入事件を受けて、製造所固有記号で表示されていた製品については、消費者が製造所の所在地等に即時にたどり着くことができなかったという事実があったことなどにより、製造所固有記号制度の見直しが提起された。新基準案では、次の場合、製造所固有記号による表示を認める方向性が示された。

- (1) 包材の共通化という事業者のメリットを維持する観点から、原則、2以 上の製造所において同一商品を製造・販売する場合のみ、固有記号の利用 を認める。
- (2) 固有記号を利用する事業者には、消費者からの問合せに応答する義務を 課す。
- (3) 一定の猶予期間を設けて、現在届出がなされている固有記号を全廃して 新固有記号制度へと移行し、①固有記号に有効期限を設け更新制とする、 ②届出内容の変更・廃止届出を新たに義務付ける。
- (4) 消費者庁に新固有記号データベースを構築し、消費者からの検索が可能 となる一般開放及び事業者からの電子申請手続について検討する。

次の通り、意見が出され、再度審議することとなった。(P)

- ① 表示基準府令第1条第2項第3号において、製造所又は加工所の所在地を表示することが義務づけられているので、例外規定である製造所固有記号は原則廃止するべき。(P)
- ② 事業者が製造所固有記号を利用できるというメリットを、廃止すれば必要がなくなるにもかかわらず、行政が新固有記号データベースの構築・運用費用

20

製造所固有記号に関する委員の意見

製造所固有記号は第5回調査会および第7回調査会において議論が行われたが、それぞれの立場から様々な意見が寄せられ、最終とりまとめることはできなかった。

最終、本書 32 ページに残された課題として食品表示部会に申し送ることとされているが、どのような意見があったかを賛成・反対偏りなく記載すべき。

を負担する根拠が不明瞭である。(P)

- ③ 消費者の製造所の所在地を知りたいとのニーズが必ずしも明確ではな、現行 どおり、表示面積により記載が難しい場合は、製造所固有記号による表示を 可能とする。(P)
- ④ 冷凍食品農薬混入事件を受けて、消費者がどの食品製造工場で製造されているか知りたいというニーズを踏まえ、自社の複数の工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。(P)

製造所固有記号に関する委員の意見

消費者委員会食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会 (第5回)

○製造所固有記号の見直しに反対する意見・製造所固有記号は1960年に定められ、これまでも何度か見直しの検討が行われてきたが、現行のままできている。なぜ今、改善が必要なのか。基礎的な資料が必要。・製造所固有記号の制度は、食品衛生上の危害の拡大をいかに防ぐかということで、行政措置のためで、消費者の情報提供を目的としたものではない。・国内の製造品に係る制度だが輸入品には製造者を書く必要はなく一貫性はない。・(PBで製造所固有記号を使うメリットとして、)たくさんのメーカーが製造委託をする中で、小さい製造所が消費者の問い合わせに正しく答えられるかどうかを心配している。販売者はその点、きちんと対応ができる。・冷凍食品 農薬混入事案の件と、製造所固有記号との話は関係のない話であり、分けて話をしてもらいたい。・現行制度の問題点で何があって、どう解決する必要があるのか、このテーブルで議論するべき。・欧米では表示責任者のみを表示して、聞けば情報提供をするのが基本ルールになっている。日本は国際的に見ても、今のルールで厳しい義務を課しているということを認識しておくべき。国際標準にあわせていくことも考えたほうがいい。・(製造所固有記号は、)消費者の知りたい情報のなかで、優先順位は高くないのではないか。○製造所固有記号を見直すべきとする意見・製造所固有記号の全廃は食品表示の主旨にあうもので、製造所固有記号のデータベースの構築の行政コストもかからない。・製造所固有記号の全廃は食品表示の主旨にあうもので、例外として固有記号を使う場合は、このケースだけという原則を決めたらいい。

<u>消費者委員会食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会(第7回)</u>

○製造所固有記号の見直しに反対する意見・第 5 回会合において、各委員から「なぜ今改善が必要なのか」、「これまでの製造所固有記号制度がはじまってからの経緯など基礎的な資料が必要ではないか」、「何が問題であってどう解決する必要があるのか」など、様々な意見が出されたはず。前回の意見が整理され、説明される必要がある。・冷凍食品 農薬混入事案における PB 商品の自主回収の遅れは、PB オーナーによって回収や告知の方法が異なることに起因するもの。製造所固有記号制度の見直しは直接的な問題解決にはならない。そこを解決したいのであれば、まずはフードテロ対策やリコールの仕組みづくりを検討し、その改善策の一つとして製造所固有記号の見直しを図るべき。・この制度は、事業者の間で定着しており、実態を踏まえないままに見直しの議論を進めるべきでない。例えば、コンビニで販売されているペットボトル飲料はほぼ100%、飴玉は90%が製造所固有記号を使っている。「衛生上の危害の原因となっている当該食品を特定する」ための手段として、有効に機能している制度である。・複数の工場を持っているのは大手が中心。単一工場を持つ多くの中小の事業者に負担が集中するのではないか。○製造所固有記号の見直しに賛成する意見・全廃することが望ましい。事業者のメリットのために例外規定を設け、行政コストをかけてデータベースを作るのはおかしい。・製造所固有記号制度は、法律の「例外的措置」と捉えることができる。例外規定は、特別な理由がない場合は無くすべきで、この場合も明確な理由がないものと考える。であるならば、狭い表示スペースの場合にだけ製造所固有記号を残すというのはどうか。・販売業者が製造委託をする場合、中小はいい加減で様々な問題が起きている。製造委託の場合には、製造所固有記号を認めてはならない。

5. 販売形態ごとの適用範囲について

販売形態ごとに適用対象にするかどうかの検討に当たっては①食品表示以外 の手段による情報取得の可能性、②事業者の実行可能性を勘案し、現行と同様 の適用範囲とする新基準案(表5-1、表5-2)の方向性がとりまとめられた。

なお、インストア販売について、あらかじめ容器包装された食品をショーケースの中に入れて販売するケースについてはとの販売形態に該当するかなど個別の事例の整理が必要であり、さらに、表示内容の情報伝達がなされていなければ、店員が消費者に聞かれても答えきれないとの意見が出された。

表 5-1 加工食品の販売形態ごとの適用範囲

販売形態	適用範囲
容器包装され、製造場所以外 で販売される場合	適用対象とする。
容器包装され、製造場所で直 接販売される場合	適用対象だが、食品を摂取する際の安全性のための表示 についてのみ義務表示とする。
あらかじめ容器包装されず、 販売される場合(注文に応じて 容器に詰められるものを含む)	適用対象外(生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用 対象)とする。
設備を設けてその場で飲食させる場合	適用対象外(生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用 対象)とする。

表 5-2 生鮮食品の販売形態ごとの適用範囲

肥吉必能		適用範囲
販売形態		週用範囲
	容器包	適用対象だが、義務表示とする表示を限定するもの(自主
生産場所以外で販	装なし	的かつ合理的な食品選択に関する表示事項)とする。
売される場合	容器包	**************************************
	装あり	適用対象とする。
	容器包	適用対象外(生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用
生産場所で直接販	装なし	対象)とする。
売される場合	容器包	適用対象だが、義務表示とする表示を限定するもの(食品
	装あり	を摂取する際の安全性に関する表示事項)とする。
設備を設けてその場	で飲食	適用対象外(生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用
させる場合		対象)とする。

6. レイアウト、文字の大きさについて13

食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日・消費者庁)において、新しい食品表示制度の在り方として、表示の見やすさについて、「現行の一括表示による記載方法を緩和して一定のルールの下に複数の面に記載できるようにしたり、一定のポイント以上の大きさで商品名等を記載している商品には義務表示事項も原則よりも大きいポイントで記載するなど、食品表示の文字を大きくするために、どのような取組が可能か検討していく必要がある。」との考えが示された。

新基準案における食品表示の文字の大きさについて、①表示可能面積、②文字間隔、行間、文字の字体等による影響、③栄養成分表示義務化に伴う義務表示事項の増加を踏まえ検討を行った。また、レイアウトの変更については、現行の表示様式(一括表示)の必要性について検討を行った。

6-1. 文字の大きさについて

食品衛生法、JAS法、健康増進法において、文字の大きさは、原則、8ポイント以上、例外として、容器又は包装の表示可能面積がおおむね 150 cm²以下の場合は、5.5 ポイント以上の大きさにできるとされている。新基準案として、食品表示の文字の大きさについては、①容器包装の面積が 30 cm²以下の場合は文字の大きさ 5.5 ポイント以上、②容器包装の面積が 30 cm²より大きく、かつ、表示可能面積が 150 cm²以下の場合は文字の大きさ 6.5 ポイント以上とすることが示された。

これに対し、次の意見が出され、文字の大きさについては今後の検討課題と された。

- (1)容器包装の面積が30 cm²より大きく、かつ、表示可能面積が150 cm²以下 の食品が、市販されている食品全体の何割を占め、事業者に対してどれ くらいの影響があるのかという点が不明なため、実態調査をすべきでは ないか。
- (2) 実行可能性という点から、本当に必要な面積はどの程度なのか。
- (3) 8ポイントの文字の大きさの拡大について検討を行う必要があるのでは ないか。その際に、どの大きさの文字を拡大すべきか消費者に対し具体 的なアンケート調査を実施すべきではないか。

このため、文字の大きさについては、当面、現行基準のとおり、150 cm²以下の場合 5.5 ポイント以上とする方向性がとりまとめられた。

¹³ 個別に定められる表示レイアウト及び文字の大きさは、個別的事項の表示の方法において規定する。